

下記の事業について、公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年2月13日

静岡県知事 川勝平太

1 事業概要

(1) 事業名

旧静岡県立二俣高等学校施設貸付事業

(2) 募集内容

旧静岡県立二俣高等学校の未利用となっている施設の使用者を募集する。なお詳細は「旧静岡県立二俣高等学校施設貸付（使用者）募集要項」（以下「募集要項」という。）による。

(3) 貸付期間

令和6年4月1日から最長3年間

※運営等に問題がない限り、一度に限り3年を限度に更新できるものとする。

2 貸付施設の概要

(1) 施設名称 旧静岡県立二俣高等学校

(2) 所在地 浜松市天竜区二俣町二俣字田組196番2、241番2

(3) 貸付対象施設

番号	建物名	構造	階数	建築年月	延床面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	耐震ランク
1	校舎（本館）	RC	4	1966年 8月	2,462.33	591.10	I a
2	校舎（北館）	RC	4	1964年 4月	3,454.56	946.71	I b
3	東館	RC	2	1988年 3月	542.02	323.97	I a
4	体育館兼講堂	RC	2	1966年 7月	1,380.46	1,184.08	I a
5	プール附属棟 （プール含む）	S	1	2000年 3月	165.74	165.74	I a
6	柔剣道場	S	1	1979年 3月	677.25	677.25	Ⅲ
7	渡り廊下	S	2	1966年 11月	259.60	102.20	I a
8	渡り廊下	S	1	1966年 11月	97.98	97.98	I a
9	渡り廊下	S	1	1970年 3月	24.70	24.70	I a
10	渡り廊下	S	1	1979年 3月	21.36	21.36	I a
11	渡り廊下	S	1	1979年 3月	14.40	14.40	I a
12	渡り廊下	S	1	1988年 3月	56.22	56.22	I a
13	職員昇降所	S	1	1966年 11月	45.00	45.00	Ⅲ
14	生徒昇降所	S	1	1966年 11月	81.00	81.00	Ⅲ

(4) 貸付条件 募集要項のとおり

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。応募する者は、法人、個人を問わない。なお、貸付契約の

締結の日までに、応募資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、応募資格を有していない者とみなす。

- (1) 法人では、直近1年間に法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がない者。個人の場合は、直近1年間に申告所得税、個人都道府県民税の滞納がない者。
- (2) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 応募手続等

(1) 担当部局

静岡県教育委員会教育施設課管理・助成班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館8階

電話番号 054-221-3235

E-mail kyoui_shisetu@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

ア 配布場所 上記(1)及びホームページ<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/1047032/1060554.html>>

イ 配布日時 令和6年2月13日（火）午前9時から令和6年3月5日（火）午後5時まで（上記(1)での配布は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 現地説明会の開催

ア 開催場所 旧静岡県立二俣高等学校正門前

イ 開催日時 令和6年2月21日（水）午後2時から午後4時まで

ウ その他

(ア) 本募集に参加を希望または検討している者は、必ず参加すること。

(イ) 参加者は、令和6年2月16日(金)までに説明会参加申込書(別紙1)を提出(電子メール可)すること。

(4) 応募方法

募集要項に定められた書類を下記により提出すること。

ア 提出場所 上記(1)に同じ。

イ 提出期限 令和6年3月5日(火)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ウ 提出方法 応募書類は、持参又は簡易書留(提出期限までに必着)で提出すること。

5 選考方法

(1) 庁内に審査委員会を設置し、提出された応募書類を基に選定する。

(2) 複数の応募の有無に関わらず、選定にあたっては、諸事情を厳正に審査のうえ適当と認める者を決定する。

6 審査

(1) 審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を1者ずつ決定する。なお、県が優先交渉権者と貸付契約を締結しないことが確定した場合は、次点交渉権者と交渉する。

(2) 優先交渉権者に対しては、特定通知書により令和6年3月8日(金)までに通知する。

7 非特定理由に関する事項

(1) 優先交渉権者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)により、令和6年3月8日(金)までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和6年3月15日(金)(土曜日及び日曜日を除く。)までに書面(様式自由)により静岡県教育委員会に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたとき、静岡県教育委員会は、令和6年3月22日(金)までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

(4) (2)の書面は4(1)に示す提出先に対し電子メール、持参、郵送いずれかの方法により提出すること。ただし、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。また、郵送の場合は簡易書留とすること。

8 その他

(1) 契約手続き等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 利活用提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(3) 提出書類の作成や提出に関する費用は、すべて応募者の負担とする。